

○宮古島海宝館条例

平成18年 3 月 31 日

条例第24号

宮古島海宝館条例（平成17年宮古島市条例第170号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 貝と海に関する資料を収集し、保存し、展示して市民の教育及び文化の向上に資するとともに、併せて観光の振興に寄与するため、宮古島海宝館（以下「海宝館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 海宝館の名称及び位置は、次の通りとする。

名称	位置
宮古島海宝館	宮古島市城辺字保良591番地1

（指定管理者による管理）

第3条 海宝館の管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

（開館時間）

第4条 海宝館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（利用料金）

第5条 海宝館に入館し、観覧しようとするものは、市長又は指定管理者に観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

4 市長は、指定管理者に海宝館の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

5 既存の利用料金は、これを還付しない。ただし、市長が特別の事情がある

と認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償義務)

第7条 海宝館の設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長又は、指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 第3条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 海宝館の管理運営に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の選定及び指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、海宝館の管理を最も適切に行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(1) その事業計画書による海宝館の運営が市民の平等利用が図れること。

(2) その事業計画書の内容が海宝館の管理に係る経費縮減が図れること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。

(4) 市内に主たる事務所を有する者であること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 海宝館及び付属設備等の維持管理に関する業務。

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第11条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止、その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者、又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 海宝館の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 海宝館の観覧料金の徴収実績

(3) 海宝館の維持管理にかかる経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による海宝館管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の取り消し等)

第13条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規

定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた時は、その管理しなくなった海宝館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取り消しの告示)

第15条 市長は、第9条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第13条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、第9条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の宮古島海宝館条例の規定によってなされた行為は、この条例による改正後の宮古島海宝館条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表 (第5条関係)

宮古島海宝館観覧料金

(単位：円)

区分	観覧料の額 (1人1回につき)			
	一般 (高校生含む。)		小学生及び中学生	
	個人	団体	個人	団体
常設展示	500	400	300	250
特別展示	1,000円以内で市長が認める額			

備考 団体観覧料金は、15人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

